

それでも「遍照金剛言う」 ことにします

第2回

福祉の概念・言葉の解釈について

「自立を支援する-1-」

三野 宏治

はじめに

精神（保健）福祉現場で支援者として働き疑問を持った概念や研究を行う中で気になった言葉を取り上げ書いている。今回は「居場所」という言葉とその使い方について述べた。今回は「自立を支援する」というフレーズについて論考する。

「その人の自立を支援する」というフレーズがある。支援や援助あるいは支援者に依存するのではなく、当事者が自らの力で生活できるように関わるとするのが趣旨であろう。その考え方は理解できるし方向性も間違っただけのものではないと思う。ただ、支実際の支援場面を例にとり「自立」と「支援」の関係を考えると、未だ整理できていないことが多いことに気づく。それゆえ「自立」と「支援」という概念がなじまないと感じる。筆者の感覚では「自立」とは「支援」のない状況であり結果の状態である。ただ社会福祉、とりわけ障害者福祉の枠組みでは「自立」を目指すためになんらかの「支援」が継続していることは多い。また、現状では「自立」できていないが条件さえ満たせば「自立」が可能なので継続的支援が必要であり、その条件を満たすために「支援」が必要であるという。

そこで本稿は社会福祉のフレームにおいて使われる「自立支援」がどのようなものであるかについて述べる。論を進めるにあたって「IL運動（自立生活運動）」と「自立」の関係を、立岩真也の記述を援用しながら述べ、その後脱施設の文脈から「自立」と支援の関係を論考する。まず、知的障害者の入所施設の設立から地域生活移行という流れを政策的な面から概観する。そして知的障害者の親たちが考える入所施設と支援についてその言説を紹介し意味を分析する。同時に、知的障害者の当事者団体である「ピープルファースト」の主張を紹介することで、「自立」と「支援」の関係を考察したい。

自立とは何か

障害者を取り巻く「自立」と「支援」の関係を考える上で、まず「自立」概念とは如何なるものかについて歴史的変遷と共に紹介する。社会福祉学において「自立」概念は障害者運動の影響を受け展開・整理されている。この障害者運動と「自立」概念について立岩真也は『応用倫理学事典』の中で次のように述べている。

障害者運動の展開を受けて社会福祉学が整理したところでは、自立に少なくとも3つの意味があるとさ

れる。複数の意味をもつこの言葉が、そのいずれを意味するのかがよくわからないように、あるいは複数の意味を同時にもつ曖昧な語として使われていることの意味が重要である。」(立岩2008)

立岩は三つの自立を「経済的自立」、「職業自立」、「身辺自立」、「日常生活動作」の自立(「ADL自立」)、「
」、のいずれでもない自立」であるとしている。「経済的自立」、「職業自立」とは経済的に他人に依存せずに暮らすこと・職業に就くことである。立岩は前掲した著作の中で「経済的自立」、「職業自立」と支援の関係について以下のように述べている。

公的扶助 や福祉サービスの目標は、この意味での自立が達成され、社会的支援自体が不要になることと

される。例えば生活保護の目的は「自立助長」にあると言われる。この時、この語は古典的な意味での「自助」(self-help) と互換的である。この意味の自立・自助自体に第一次的な価値を付

与し、他をそれに従属させることがなされてきた。近代とその時代の社会事業の底流にそれは存在し続けてきた。

(立岩2008)

立岩の指摘の通り、福祉サービスの目標の一つは「経済的自立」を支援することである。

そして、そのための方法として公的扶助等の仕組みがあるのだが、公的扶助等の仕組みから外れる人はいる。また仕組みそのものに問題がないわけでもない。公的扶助他の制度上の理由や本人・支援者の志向などから、「経済的・職業的自立」概念だけでは自立できない/しない人がいた。そこで、二つ目に挙げた「身辺自立」、「日常生活動作」の自立(「ADL自立」)が登場する。「身辺自立」はリハビリテーションで目指されることが多い。これらの自立の概念と支援の接点は、例えば、それぞれ「公的扶助」や「リハビリテーション」であるのだがそれでもなお多くの「自立」できない/しない人たちがいる。そこで提唱されたのが第三の自立である。さて、ここまででいえることは、その人の様子や状況は何も変わっていないにもかかわらず、新たな「自立」概念が出来ることによって「自立」できる/可能な人になってしまうことである。この規定されてしまった「自立」については後述する。次に第三の自立とはどういったものか。これは一般に「自己決定的自立」と表現される。ただ前掲の著作において立岩は「自己決定的自立」という表現を採用しなかった。その理由として、「自立生活運動」の目指したものが「自立」概念形成のためではなかったからだ。

(立岩 2009)

これらのいずれでもない自立が、1970年代に始まる障害者の「自立生活運動」で主張される。それは自己決定権の行使として一般に捉えられる。すなわち、介助など種々の手助けが必要であればそれを利用しながら、自らの人生や生活のあり方を自らによって決定し、自らが望む生活目標や生活様式を選択して生きることを自立とする。

ただ、事実に即するなら、「自立生活」とは、親元や施設から離れ、ひとまずは一人で暮らすこと自体を指した。そのために「自立生活センター」を設立し、「自立生活プログラム」を提供し、生活を実際に可能にする介助・介護システムの確立を目指した。それを自己決定する生活への移行と言うことはできる。しかし、彼らが具体的な生活の仕方をもって自立(生活)と呼び、自己決定、自律(autonomy)、(としての自立)を最初の唯一の原則とすることに必ずしも同意しなかったことは示唆的である。従属と保護から逃れて暮らすことと、自己決定を達成すべき目標とする生活を送ること、この微妙な差異は重要である。彼らはその意義を積極的に規定せず、「正しい」生活を示そうとはしない。普通の状態を普通に実現することをあくまで要求し、同時に、普通が普通とされないことの意味を問うた。たいていの生活に確たる目標などないことを脇におき、ことが「福祉」となると、好ましく正しい状態として例えば「自立」を語ってしまうことの奇妙さの自覚がここにはある。その運動は、施設を増やすのが福祉であり、家族による保護を基本的に望ましいものとする社会にあって、それと異なることを実現しようとした点で画期的だったが、もう一つ受け取るべきは、自立だの自己決定だのをなにかたいそうなものにまつりあげないその姿勢の意味である。

「自立」と「支援」の関係を考えるとき、これらの立岩の指摘は重要である。福祉の文脈において普通の生活という時、障害者の普通は健常者のそれと違うことがある。支援を受けること自体が健常者の生活では稀であることに加えて、その人が望む支援を受けるまでの手続きの中に普通ではないことが数多くある。健常者が生活を営むなかで「自己決定」を殊更意識することはないし、ましてや誰かに迫られることはない。生活をする中で何かを選ぶことはあるが、そのことだけを殊更取り出して意味を付与することはしないし、ましてや「自立」という概念規定の道具にはされない。しかし、障害者の「自立」をいうときは「自己決定」が持ち出され、規定され要求される。それはなぜか。「自立生活運動」では入所施設を出て地域で暮らすことを目指した。では「自立」を考えると、地域で暮らすことにどのような意味があるのか。

現在、知的障害者の地域生活移行を支援するという名目で、入所施設から地域へ住処を移す試みが政策レベルで進められている。次に知的障害者の地域生活移行を例にあげ、入所施設から地域生活移行に至った過程から「自立」と「支援」の関係について考える。

入所施設における支援から地域生活支援へ

日本における知的障害者大規模入所施設建設の始まりは、1965年に「社会開発懇談会」の中間報告が大規模コロニーの設置推進策を打ち出したことによる。「社会開発懇談会」は首相の諮問機関であり、同じ年に

厚生省コロニー座談会が「国、自治体に一ブロック程度コロニーを設立する」という意見書を示し国立コロニーや各都道府県単位の大規模入所施設建設が始まった。ただ、入所施設設置が突然始まったのではなく、障害を持つその人の親たちの要望や運動が背景にあった。

まず入所施設設置に先立ち、精神薄弱児愛護協会が1949年に再建（55年精神薄弱者愛護協会と改称）され、1949年に特殊教育連盟（53年全日本特殊教育連盟と改称）が発足している。1952年に現在の「手をつなぐ育成会」の前身である精神薄弱児育成会が結成されている。精神薄弱児育成会の結成の目的は「わが子を保護し、養育する場としての施設の設立」を国に対して要望するためであった。1953年には精神薄弱児育成会の要望に答える形で精神薄弱児対策基本要綱（次官会議決定）が成立している¹⁾。

1960年には精神薄弱者福祉法が制定され、成人した知的障害者福祉施策が始まる。1970年に心身障害者対策基本法ができ、翌年に「社会福祉施設整備緊急5ヵ年計画」が策定され入所施設の量的な拡大が図られる。1977年には共同作業所全国連絡会発足が発足し、1981年の国際障害者年以降ノーマライゼーションという言葉が知られるようになり、知的障害者の権利意識が高まっていく。このような経緯を経て大規模入所施設（コロニー）建設が始まった。入所施設の量的拡大は1977年に厚生省が「精神薄弱者通所援護事業補助要綱」を策定し地域生活支援の方向性を打ち出すまで続く。

1987年には国民年金法改正され障害基礎年金が新設された²⁾。地域移行と障害基礎年

金の創設に関する経緯については田島良昭（1999）が言及している。田島良昭は2000年代に宮城県の福祉事業団理事長を務めているが、それ以前には長崎県内で障害者を支える地域ネットワークを作った人物でもある。田島は「年金プラスいくばくかの賃金が地域の最低賃金を超える収入になればそれで生活ができるようになる。そういった考えで障害年金についての法改正を厚生省に働きかけた。そして実現したが施設政策が大きく変化することはなかった」と述べている。（田島1999）

1996年にはグループホームの公営住宅開設が可能となり、2000年にはグループホームの就労要件が撤廃され、ホームヘルプサービス事業の対象を重度者から中軽度者に拡充されなどの支援策がとられた。2002年12月生活支援分野施策の施設サービスの再構築を行い、施設等から地域生活への移行推進として入所者の地域生活移行の促進と「入所施設は、真に必要なものに限定する」という閣議決定がなされた。この「脱施設化」という方向性には、多くのメディアや福祉実践者、研究者がノーマライゼーションの具現化であると好意的な反応を示した。

2003年の「障害者基本計画」では入所施設の建設抑制を明言し入所施設整備の数値目標設定を取りやめた。また同年3月、厚生労働省の「国立コロニー独立行政法人化検討委員会」は、国が管理する唯一の重度知的障害者入所施設「国立コロニーのぞみの園」（群馬県高崎市）の511人の入所者を段階的に地域のグループホームなどへ移すべきだとの中間意見をまとめ、大規模入所施設から地域生活へ生活の場を移す政策動向が具体的な動きとして現れる。

2006年6月施行の障害者自立支援法を受け地域移行がすすむと、地域での生活＝グループホーム・ケアホーム入居という方策が強調される。もちろんホームヘルプなどを利用して一人暮らしをするという方法もあり得る筈だが、都道府県の障害担当課は「グループホーム設置が急務である」とした。また新聞などのメディアも地域での生活＝グループホームという前提のもと報道を行った。このような潮流は現在でも変わっておらず、筆者が2011年3月まで所属した社会福祉法人においても、2年の間でおよそ20人分グループホーム・ケアホームが開設されている³。入所施設を出た人たちが暮らす場所として、グループホーム・ケアホームが想定されているが、グループホーム・ケアホームは入所施設ではないのだろうか。国はそう判断していない。また入所施設での生活について否定的な親たちがグループホーム・ケアホームを望むことも少なくない。次にグループホーム・ケアホームをめぐる親・家族の主張と当事者の考えを紹介する。

「手厚い支援が必要だ」という主張と「必要なものは手伝いだ」という主張

2000年以降の「脱施設化」という政策転換のなか、2002年に宮城県船形コロニー解体が宣言された。その際、多くの家族・親が不安や反対を表明したと新聞が伝えている。「いいことだと思うが、今まで施設に頼ってきているので不安だ」「いつ実現できるか分からない目標で、入所希望の子供が入れなくなる」「受け皿となるグループホームが少ないのに大丈夫か」「地域生活になじめない人もいる。そういう人のために施設を

続けてほしい」⁴。これら親たちの不安通りに、地域移行に反対する親の説得に苦労する施設も多いとの報道もある。

他方、2003年5月に「全日本手をつなぐ育成会」と関係福祉施設で作る「日本知的障害者福祉協会」が「戻っておいで」と呼びかけるメッセージを表明した際、育成会の室崎富恵副理事長は「30年以上にわたって施設で生活せざるを得なかった入所者に謝罪したい。ユートピアのようなものができることを期待していたが、障害者の意思は無視され、親の気持ちで入所させただけだった。地域移行によって家族に負担をかけるはいけないが、本人が生き方を選択できるような場所を与えてあげることが大切」との見解を示した。⁵ただ、室崎富恵副理事長も「脱施設」という方向性については認めているが、支援が少なくなることに賛成とまでは言っていない。また多くの親たちは、地域で生活するためには手厚い支援が必要だという考えを持っている。親多くは「親亡き後」のことを考え入所施設建設を要望し子どもを入所させた。家族・親にとってこれらの主張は真っ当なものであろう。松本は、子どもを入所施設に入れるに至った家族の手紙を次のように紹介している。

2011年頂いた年賀状に10年ぐらい前、娘を三重県の入所施設に入れた母親からのものがある。その年賀

状には「『地域の中へ』と国のスローガンは若かりし頃追い求めたものに表向き舵をとりつつありますが、

受け皿のおぼつかないまま、そう言われても...という思いです。(原文のまま)」とその思いが書かれて

いた。このお母さんは特に熱心に「地域で生きる」ことを自閉症で知的障がいの娘さんと一生懸命運動されていた。体力に自信がなくなったことと自身の親の介護もあり実家のある三重の入所施設に娘さんを入れられた方だ。(松本 2010)

知的障害のある当事者達の組織「ピープルファースト」の参加者たちは、手厚い支援が必要という考えから「入所施設は良いとは思わないが、支援は必要」「自立生活できないだろうがグループホーム・ケアホームなら良い」という家族・親は多いと言う。グループホーム・ケアホームの生活を支持する理由は、自立生活に比べ手厚い支援が期待できるからであろう。ただ、国はグループホーム・ケアホームは施設ではなく住処であるとしている。その根拠の一つとして平成 17 年に行われた「知的障害児(者)基礎調査結果の概要」を紹介する。この調査の目的は「在宅知的障害児(者)の生活の実状とニーズを正しく把握し、今後における知的障害児(者)福祉行政の企画・推進の基礎資料を得ることを目的とした」とある。調査対象者はグループホーム、通勤寮、福祉ホーム利用者を対象としている。また社会福祉施設入所者(知的障害児施設、自閉症児施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)は対象とされていない。つまり、グループホーム、通勤寮、福祉ホーム利用者は在宅の障害者であるという認識である。この調査での「将来の生活の場の希望」の項目では、「親と暮らしたい」「施設」等が減少しているのに対し、「ひとりで」「グループホーム」が増えている。」と明言してい

ることから、国はグループホームが入所施設ではないという認識を持っているといえる。

国は施設が強制的な支援でありノーマライゼーション志向とその考えを一つにしない点で「真に必要なもの以外は支援策としない」とした。そして、グループホーム・ケアホームについては地域での住処であり、本人たちが選んで生活することが可能な支援を提供できるものであると考えている。また、親たちも支援が必要であるという点でグループホーム・ケアホームに利用に賛成する。自ら選べる住処やそこに付随する「支援」は良いということだろう。

しかし、ピープルファーストはグループホームやケアホームを施設ではなく住処であるとは考えていないようだ。ピープルファースト東京の佐々木信行は「親と暮らしている知的しょうがいのある仲間の自立生活についてその家族や親に話をすると「施設のほうが安心だ」と言われることが少ない」と次のように述べている。

自立生活は、ヘルパーなどの適切な支援を利用すれば、誰でも出来るんです。自分自身の経験からそう思います。自分自身も自立生活なんか出来るとは思いませんでした。親にずっと反対されていました。「自立をするなら親子の縁を切るぞ」とまで言われました。PF(ピープルファースト*筆者注)の仲間は、どんどん自立をしているのに、なんで自分は自立ができないんだろうと悩んでしまうときもありました。何とか自立をしたいと、親に頼んでもダメでした。自立する前は、PFの仲間からは「おまえは自立なんかできない」とまで言われたり、自分もあきらめていたところもありました。(佐々木 2009)

同じような経験をピープルファースト東久留米の小田島栄一も持つ。

グループホームは、地域で 1 人暮らしから始めるのに不安な仲間が利用しています。

{.....}

しかし、共同生活もあるので、決りもあり、1 人暮らしにくらべると他の人にあわせて生活しなければ

ならない部分もあります。

{.....}

世話人やヘルパーに聞いてみるといいですよ。「あなたはここ（グループホーム）に一生住みたいです

か」と。グループホームでも、1 人ひとりにヘルパーを入れて生活している地域もありますが、グループ

ホームで自身がついた仲間や、共同生活が難しい仲間は、ヘルパーを入れて 1 人暮らしをしていきま

しょう。（小田島 2007）

小田島は、「入所経験は小学 6 年生から。人生の多くを施設で過ごした。アパートでの自立生活開始は 6 年前、50 歳を超えていた。入りたくなかった。もっと若いときに出ていれば——。その怒りや悲しみが原点だ。」「施設ではまわりが見えていない。だから社会に出て、自分で決めて自分でやってみたかった。入所施設はいらない。本当は地域で楽しく自立していくことがよい。」と記している。（小田島 2003）彼らは自立生活について説得する相手は家族・親であるとしている。ただ、家族・親と話すとき「自立生活はダメだがグループホーム・ケアホ

ームであればよい」との反応が少なからずあることも、グループホーム・ケアホームという選択肢の必要性を示すものだという

6。

しかし問題なのはグループホーム・ケアホームが施設か否かではない。グループホーム・ケアホームでなされる支援の何が親たちを安心させ、ピープルファーストを始めとする当事者を困惑させるのかである。換言すると「施設から脱すること」は施設の何から脱することか問いであり、この問いは「自立」と「支援」の関係を考える上で重要だ。ピープルファーストが目指すのは、単に暮らす場所を施設から地域移すことではない。ピープルファースト他の当事者たちが保護や庇護、従属から逃れ生活することを希望している。対して親たちが願っていた/願っているのは手厚い支援である。親たちが入所施設に対して求めたものはまさにこの手厚い支援であった。入所施設では虐待や処遇の悪さに加えて、本人たちの意向があまりにも無視されていたことが問題視された。それは「正しく選べないから、支援者が選ぶ」ということであり、親たちはその強制的な部分を含めた支援を求めたとも言えなくない。入所施設では支援者のやり方と当事者の希望する方法や結論には隔たりがあり、支援者の理屈だけで決定され行われることが問題であった。そこで施設入所での支援方法から地域生活支援へと支援のやり方が変わった。しかし、支援の方法や手続きが変わってもその性質が変化したわけではない。

福祉や支援が保護や庇護や管理といった性質を持つことを障害者の親は知っている。だからグループホームやケアホームの利用

を一人暮らしよりも支持する。福祉や支援が管理を生むことをピープルファーストに関わる人たちは知っている。だから、グループホームやケアホームの利用を勧めない。「自立生活運動」での当事者たちの主張や行動と知的障害者の地域生活のやり方をめぐるポリティクスには違いがある。それは「できること・できないこと」から「決められること・決められないこと」へ論点が変わっていることでもある。「自己決定的自立」に関する問題でもある。次にこの論点の違いについて述べる。

「できること・できないこと」から「決められること・決められないこと」

「自立生活運動」で障害のあるその人たちは介助者の手を借りて生活をした。それはまさしく「手を借りて」であったから上手くいったといえる。様々な問題はあった／あるとはいえ、概ね障害のあるその人達が判断し決めたことを介助者たちは代行した。だから「自己決定的」が「自立」を成立させる要件となった。身体障害者が地域で暮らす場合、衝突は起り時にその衝突は介助者・支援者との場合もある。ただ、それらについては障害のある本人たちではなく社会の側が悪いと言い張ることはできる。そして、たいがいそれは正しいともいえる。他方、知的障害者の場合はどうか。知的障害の人の場合、衝突が「社会のルール」との接触の問題として出現することがある。知的障害者の行動を起因とした衝突が「社会のルール」との接触の問題となった場合、それが社会の側が悪いといえるだろうか。また、その行動を指導し矯正しようとする行為（支援）が「自己決定」を阻害したも

のといえるだろうか。

例えば、知的障害者のある人が道の真ん中で寝そべっていたり、横断歩道でしゃがみこみ動かなかったらどうか。ある行動にその人なりの理由があったとしても、「社会のルール」と衝突してしまう時、その人の行動は正しくないとされる。介助者や支援者が何度言ってもその行動が変容しない場合、支援者は「出来ない」人という判断を下すことがある。そして支援が始まる。

ただ、その「出来ない」とされた人の支援の依頼内容が支援者にとって理解しにくいものであった場合、単に「出来ない」人だけではなく（部分的であれ）「決められない」人になることがありえる。例えば「出来ない」人が買い物を頼む。その依頼内容が「有り金全部で馬券を買ってきてくれ」というものであったらどうか。同様の依頼が続くことで「出来ない」人から正しく「決められない」人になってしまうおそれはあるだろう。

介助者・支援者に者を依頼する場合、一度「決められない」人とされた人は「決められる」人と比べて自らの要求を通すことは難しいだろう。支援は「決められない」人の要望どおりに動くのではなく、正しく「決められる」様に支援する方向に向かう。ただここで注意しなければいけないのは「決められない」と判断した者は支援者であることと、正しさを規定するのも支援者である点だ。支援者支援観や倫理観が支援に入り込むことはありえる。障害のあるその人の依頼をそのまま受け入れることが困難である場合はあるだろう。また、それは「決めることの出来ない」人への支援の場合に限らない。ただ当事者が納得しない「社

会のルール」に添った形の「自己決定」や支援者の援助観や倫理観が反映された「自己決定」を繰り返すことは、当人にとって望ましいものであろうか。「社会のルール」を守ることは必要であるとしても、規範に添った行動を取らすために「自己決定」という方法が手続きとして利用されてはいいだろうか。

支援はその人の手になりえるか？

前章で支援や福祉は専門家の理屈で成り立っている部分がある述べた。たとえ当事者の希望を反映させた支援を作り・展開を目指し実践した場合でもそうだ。支援が当事者の手足の様に働くことは難しい。寺本晃久は次のように述べる。

たとえば、コーヒーをとにかくたくさん作って飲むことがあるとする。問題解決型の観点からすると「こ

だわりでコーヒーばかり飲んでいる。たくさん飲むと健康に悪いから、止めさせるべきだ」となり、行為を制限・禁止するか、様々な方法でこだわりを無くすような取り組みをするだろう。「手足」の見方では、「それは本人が好きでやっているから、介助者は何もしない。むしろコーヒー作りを手伝う。それで健康を損なっても本人のせいだ」ということになる。ある人は、コーヒーや佐藤の取りすぎたときの害についてていねいに話を使用とするかもしれない。けれども言葉で説明したとしても、それは将来起こりうる結果についてのもので、現在の状態についてのものではないから、それを理解することは難しいだろう。また「説明」という中立な印象ではあるが、その説明は何を目的になされるのだろうか。説明しても行為をやめないとすれば、

そのことをどう考えるのだろうか。(寺本 2008)

寺本が述べるようなことは少なくないだろう。このよくある出来事とそこで立ち止まり考える支援者の姿勢は「自立」と「支援」の関係を考える場合に重要だ。支援者は支援できない希望や要望もあり得ると考えるからだ。要望・依頼を受けないことを否定しているのではない。注目すべきことは依頼を受けるか否かを判断する際、支援者の専門性や福祉的配慮が入り込むことであり、その点に自覚的であるか否かが問題なのだ。福祉の枠組みにおいて、当事者に代わって誰かが何かを行う場合(誰かが専門家の場合特に) 代行者の倫理や行動規範によって当事者の思い通りにならないことはある。

「自立生活運動」では「自己決定」する生活を目的としなかったのは、「自己決定」が出来ない/出来ないという区分けを生み出すことを知っていたからだ。その区別は正しい状態を規定することであり正しくない状態には支援がなされる。その区別や支援は入所を脱することで逃れようとしたものであった。仮に自分で決めても実行できなければ「自己決定」を行ったとはいえないのだが、福祉の枠組においてはそれらも「自己決定」である言われることがあり「自立」しているとされる。また、支援者の判断や価値観が「決められる・決められない」に深く関係していることと、その支援者の判断は親の望みや心配や「社会のルール」などによって影響され時には強化される。「自立」を「支援」にはこれらの事柄が含まれておりこれまで上手く説明がなされていない。

次回も「自立支援」「自己決定を支援する」ことについて述べる。具体的には知的障害のある人、精神障害のある人と支援者の関係性構築からみた「自己決定支援」の落とし穴について考察したい。

注

- 1 要綱の項目には、知的障害者を「収容している少年院の拡充強化」、不良行為を伴う知的障害児を「国立救護員に収容設備を整備充実」、知的障害児の「医療のための精神病院の増床」、遺伝性の知的障害者に対する「優生手術の実施促進」という差別的な内容も含まれていた。(井上・岡田 2007)
- 2 「新しい障害者基本計画に関する懇談会(第3回)」議事録 平成14年8月6日(火)
参考人として出席した、東京都さくら会の知的障害当事者阿部氏は「年金をもらっていない人はどうしたらいいんでしょうか。そこをひとつなるべく多くもらえるようにみなさんのためにきょうはしゃべりに来たのですけれども、年金をもらっていない人は何とかしてやりたいのだけれども、一人住まいしたくてもできません。やっと生活寮に入るのにかつかつかないというぐらいの感じです。だから、そういう人たちは貯金もできません。」と自立生活するための年金の重要性を訴えている。
- 3 グループホームとケアホームの違い:同じ居住支援であるが、グループホームが自立支援法の訓練給付であるのに対し、ケアホームは介護給付である。具体的な支援内容は、グループホームが地域で共同生活を営む障害者に、住居において共同生活を営むための相談や日常生活上の援助を行うのに対し、ケアホームは、障害者が共同生活している住居において、主に夜間の入

浴・排泄・食事の介護を行う。一般的に、ケアホームでのサービス提供がこれに当たり、グループホームとは異なる。

- 4 2002年12月16日付けの毎日新聞の記事より。この他にも同様の訴えが報道されている。(2002年11月25日朝日新聞「親なき後」に、やはり施設を(声)」。2002年12月14日毎日新聞「[みんなの広場] 障害者入所施設の充実も願う」
- 5 室崎富恵副理事長はかつて国立コロニー設立の運動にかかわり入所施設の量的拡大を進めた立場であった。
- 6 2002年12月16日付けの毎日新聞の記事より。この他にも同様の訴えが報道されている。(2002年11月25日朝日新聞「親なき後」に、やはり施設を(声)」。2002年12月14日毎日新聞「[みんなの広場] 障害者入所施設の充実も願う」
- 7 同じように支援者も福祉や支援の持つ性質について感じている。入所施設の職員である藤内昌信は、「支援者も見守りが本人にとって「監視」となっていることを意識する必要がある」(藤内2009)といい、尾中文哉は「施設を出た」にも拘らず、施設にいたときと類似した生活になってしまう危険である。この可能性は、「ケア付き住宅」に住む場合でも、介助者を自ら集めて一般住宅に住む場合ですら(例えば、福祉的配慮を行き渡らせるヘルパーに頼ってしまうようになれば、定員一名の施設となりかねない)存在する」(尾中1995)と述べている。
- 8 支援関係と自己決定の関係については次回も少し述べる。

引用参考文献

- 安積 純子・尾中 文哉・岡原 正幸・立岩 真也 1995 『生の技法—家と施設を出て暮らす障害者の社会学 増補・改訂版』, 藤原書店
- 井上 照美 岡田 進一 2007 「知的障害者入所更生施設の歴史的課題の検討—知的障害者の「地域移行」に焦点を当てて—」『生活科学研究雑誌』vol6:pp.209-223 大阪市立大学大学院生活科学研究科・生活科学部『生活科学研究誌』編集委員会 厚生省 「第18回社会保障審議会障害部会議事録」(2004年10月12日開催) <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/10/txt/s1012-1.txt> (2011年11月1日アクセス)
- 厚生省障害保健福祉部 「平成12年全国厚生関係部局長会議資料(障害保健福祉部)」 厚生労働省 HP より http://www1.mhlw.go.jp/topics/h12-kyoku_2/index.html#syogai-h (2011年11月1日アクセス)
- 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課 HP 「平成17年度知的障害児(者)基礎調査結果の概要」 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/titek1/index.html> (2011年11月1日アクセス)
- 厚生労働省 「新しい障害者基本計画に関する懇談会 議事録」
- 松本 和子 2010 「地域移行は良い支援か」『平成22年度財団法人日本科学協会笹川研究助成 障害者の地域生活移行に関する問題点の整理および支援方法についての研究』社会福祉法人心生会 障害者地域生活移行研究チーム pp12-16
- 大塚 晃 「施設から地域へ—社会福祉基礎構造改革、障害者プラン、支援費制度にみる国の動き」『季刊 福祉労働』99,pp31-38, 現代書館
- 定藤 邦子 「障害者自立生活運動 - 大阪を事例として - 」第1回 Body and Society 発表レジュメ <http://www.livingroom.ne.jp/e/0403sk.htm> (2011年11月1日アクセス)
- 佐々木 信行 2009 「知的しょうがい者の立場と介護派遣事業所の代表者の立場とは」『季刊 福祉労働』124,pp66-73, 現代書館
- 立岩 真也 2008 「自立支援」『応用倫理学事典』丸善 <http://www.arsvi.com/ts2000/2007046.htm> (2011年11月1日アクセス)
- 田島 良昭 編 1999 『普通の場所でふつうの暮らしを—コロニー雲仙の挑戦 くらす篇』 ぶどう社
- 寺本 晃久 岡部 耕典 末永 弘 岩橋 誠治 2008 『良い支援?—知的障害/自閉の人たちの自立生活と支援』生活書院
- 特定非営利活動法法人 ピープルファースト東久留米 2007 『知的障害者が入所施設ではなく地域で暮らすための本』生活書院
- 東京都社会福祉協議会 2004 『障害をもつ人の地域生活移行支援事例集—身体・知的障害者福祉と精神保健福祉における実践と提言』東京都社会福祉協議会
- 藤内 昌信 2009 「知的障害者の地域支援の立場から」『季刊 福祉労働』124 pp60-65, 現代書館
- Ratzka, Adolf D. 1991 *Independent Living and Attendant Care in Sweden* = 1991 河東田博・小関 ダール 瑞穂訳, 『スウェーデンにおける自立生活とパーソナル・アシスタンス—当事者管理の論理』, 現代書館
- Worrell, Bill 1988 *Advice for Advisers*, People First of Canada = 1996 河東田博訳, 『ピープル・ファースト: 支援者のための手引き—当事者活動の支援と当事者参加・参画推進のために』, 現代書館